

その駐車場は



駐車場法（第12条）の

届出が必要 ではありませんか？

届出が必要とされる駐車場とは

一般公共の用*1 に供され

かつ

自動車の駐車のために供する部分*2 の
面積が500m²以上であり

かつ

駐車料金を徴収する

駐車場です！！

*1 不特定多数の者が自由に利用できる状態にあるもの

*2 駐車用スペース（通路等を除く）

平面駐車場、立体駐車場、附置義務による駐車場 etc
都市計画区域内においては、どのような駐車場でも上
記に該当すれば届出が必要です。

***詳しくは当該市町村の駐車場担当部局にお問合せください。**